

運行時間とまちなか乗降所を変更します

ふれあいタクシーは、生活交通空白地帯の解消を目的に、町民の移動手段として町内タクシー事業者者に委託し、町内を4地区に分けて運行しています。このたび、町民の皆様の利便性の向上を図るため、運行時間及びまちなか乗降所を見直します。詳細は以下のとおりです。



運行時間 地区によって運行時間が異なります。

問 政策調整係（内線 2403）

運行時間（発車時刻）		山木屋地区	小綱木地区	運行時間（発車時刻）		福田地区	小神地区
まちなか行き （自宅発時刻）		8：00	8：20	まちなか行き （自宅発時刻）		7：20	7：40
		9：10	9：30			8：50	9：00
		10：40	11：00			10：00	9：00
		12：30	12：50			14：00	14：10
		14：10	14：30			10：50	10：50
自宅行き （まちなか発時刻）		10：00	10：00	自宅行き （まちなか発時刻）		12：20	12：20
		11：30	11：30			13：20	13：20
		13：30	13：30			15：10	15：10
		15：30	15：30			16：20	16：20
		16：30	16：30				

運行時間（発車時刻）		小島・飯坂地区		運行時間（発車時刻）		福沢・大綱木地区	
まちなか行き （自宅発時刻）		7：40		まちなか行き （自宅発時刻）		7：30	
		8：50				9：00	
		10：00				10：30	
		11：40				13：30	
		13：40				10：00	
自宅行き （まちなか発時刻）		15：40		自宅行き （まちなか発時刻）		11：30	
		10：40				12：30	
		12：30				14：30	
		14：40				15：30	
	16：30				16：30		

運行時間（発車時刻）		増便	
まちなか行き （自宅発時刻）			
自宅行き （まちなか発時刻）			

運行時間（発車時刻）		既存の時刻を変更	
まちなか行き （自宅発時刻）			
自宅行き （まちなか発時刻）			

既存の時刻を変更

増便



TAXI まちなか乗降所

行きは自宅からまちなか乗降所まで、帰りはまちなか乗降所から自宅まで利用できます。

1	いきいき荘	9	済生会 川俣病院	17	いちい	25	ハシドラッグ川俣店
2	アイル薬局	10	川俣町役場	18	あんざい整形外科	26	薬王堂福島川俣店
3	鈴木内科医院	11	中央公民館	19	川俣町体育館	27	オリナスかわまた
4	しまむら	12	JA ふくしま未来 川俣支店	20	中央公園	28	サードプレイスとみよう （旧富田幼稚園）
5	えびすや	13	道の駅かわまた	21	福島警察署川俣分庁舎	29	春日診療所
6	ファンズ中丁店	14	リオンドール	22	やすらぎ斎場川俣ホール	※乗降所の旧絹蔵、佐藤医院、福島交通川俣営業所を廃止し、オリナスかわまた、サードプレイスとみよう（旧富田幼稚園）、春日診療所を新たに追加しました。	
7	けんこう薬局	15	カインズホーム	23	十二社内科外科		
8	川俣郵便局	16	セブンイレブン 飯坂八反田店	24	笹齒科医院前		



運賃

運賃は地区に限らず一律となっています。

区分	運賃
大人料金	700 円
小人料金 （小学 6 年生まで）	350 円

ふれあいタクシー予約専用電話番号

☎ 024-538-2333



利用方法はここから

補助・診断・改修 問 建設係（内線 1602） を希望する方へ

01 空家等除却事業補助金の追加募集を開始します

町民が安心して暮らせる良好な住環境の形成及び保全並びに限りある土地が有効に活用されることを支援するため、空家等の除却工事に係る費用の一部を補助します。

補助 件数	(窓口受付順)	補助 額	経費の2分の1 上限	募集 期間	10/1 (木)から 12/18 (金)まで ※ただし、令和9年3月末日までに実績報告書を提出できる工事に限ります。
	5件				

補助対象となる空き家等 以下のすべての要件に該当する住宅が対象となります。

1. 居住を目的として建築又は使用され、現に人が居住していない建築物
(これに附属する使用していない物置及び作業場を含む)
2. 賃貸又は売買目的で所有・管理する建築物ではないこと

補助対象となる工事 補助の対象となる工事は、次に掲げるすべての要件に該当するものとなります。

1. 建設業法等の土木工事、建築工事、解体工事に関する許可を受けた事業者による工事
 2. 交付決定の通知の日以後に事業者と契約及び着手した工事
 3. 同一敷地内及び隣接するとみなされる敷地の補助事業者が所有又は管理している空家等をすべて除却する工事
- ※その他要件があります。

02 木造住宅耐震診断者を派遣します

町内に住宅を所有し耐震診断を希望する方へ、町が委託した建築士を派遣し、耐震診断を行います。

募集 戸数	(窓口受付順)	負担 金	住宅の規模により変動あり 6,000-9,000 円	募集 期間	10/30 (金)まで
	2戸				

対象住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で所有者が自ら居住する専用住宅または、併用住宅（延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供するもの）※その他要件あり

成果品 耐震診断結果、補強計画および住宅平面図
※結果によっては、耐震改修補助金制度を利用することができます。

その他 税、その他の使用料等の未納がないこと。

※通常調査には約20万円の費用が掛かりますが、そのほとんどが国県町の負担となります。

03 ブロック塀等の改修希望者を募集します

町では、一般の方が通行する道路に面し、道路面からの高さが80センチメートルを超えるブロック塀等※を撤去（一部撤去も含む）、補強工事、造り替え工事を行う場合にその費用の一部を補助します。

募集 件数	(窓口受付順)	補助 額	補助対象経費の3分の2 上限	募集 期間	11/30 (月)まで
	5件				

その他 税、その他使用料等の未納がないこと。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック造の塀、レンガ造の塀、石造の塀及びその他の組積造の塀（基礎を含む）となります。

※工事着手前に申請が必要になります。